

議案第6号

西脇市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月24日

西脇市長 片山 象三

(理由)

介護保険法に規定する指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請等に関する手数料について必要な事項を定めるため。

西脇市手数料条例の一部を改正する条例

西脇市手数料条例（平成17年西脇市条例第92号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく事務	
鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1羽につき 3,400円

を

「

介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく事務	
指定地域密着型サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が市の区域内にある場合に限る。）に対する審査	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外を行う場合	1件につき 20,000円
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	1件につき 30,000円
指定地域密着型サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が市の区域内にある場合に限る。）に対する審査	
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外を行う場合	1件につき 10,000円
指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う場合	1件につき 15,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の申請（当該申請に係る事業所が市の区域内にある場合に限る。）に対する審査	1件につき 14,000円
指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の更新の申請（当該申請に係る事業所が市の区域内にある場合に限る。）に対する審査	1件につき 7,000円
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）の規定に基づく事務	
鳥獣飼養登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1羽につき 3,400円

に

改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。